

東京都在宅介護・医療協働推進部会委員名簿

資料1

氏名	所属
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
河原 加代子	東京都立大学健康福祉学部看護学科 教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
小島 操	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
佐川 きよみ	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
椎名 美恵子	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事（地域医療・歯科保健担当）
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カラース代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
羽石 芳恵	株式会社モート ケアプランみちしるべ 主任介護支援専門員・看護師
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順

【幹事】

島倉 晋弥	東京都福祉保健局医療政策部地域医療担当課長
岡本 香織	東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長
大竹 智洋	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
阿部 貞弘	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

【オブザーバー（東京都在宅療養推進会議 会長）】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

東京都在宅療養普及事業実施要綱

平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号
改正 平成 22 年 12 月 28 日付 22 福保医政第 1735 号
改正 平成 27 年 3 月 16 日付 26 福保医政第 1863 号

第 1 目 的

本事業は、急速な高齢化の進展や都民のニーズ、医療制度の変化に対応し、限られた医療資源を有効に活用しながら、都民が身近な場所で安心して適切に在宅療養を受けることができる仕組みの構築を検討することにより、都内全域で地域の実情に応じた在宅療養の推進を図ることを目的とする。

第 2 事業内容

- 1 東京都在宅療養推進会議の設置
- 2 在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事業

第 3 東京都在宅療養推進会議の設置

1 目的

地域における在宅療養に関する行政、関係機関・団体及び都民等の役割分担を明らかにして連携を強化し、もって在宅療養の推進を図るため、東京都在宅療養推進会議を設置する。

2 協議内容

次に掲げる事項について協議する。

- (1) 都と区市町村、医療・介護関係者、団体及び都民等の役割分担や連携に関する事項
- (2) 地域における先駆的な取組等についての検証及び区市町村の主体的な取組を促進するための方策に関する事項
- (3) 都民及び医療従事者に対する在宅療養に係る普及啓発に関する事項
- (4) その他、在宅療養の推進について全都的な取組が必要な事項

3 委員の構成

在宅療養に係る専門家、学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、東京都看護協会、区市町村職員、東京都職員、その他福祉保健局長が必要と認める者から構成する。

4 その他

東京都在宅療養推進会議の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

東京都在宅療養推進会議の運営に係る細目

	平成 22 年 6 月 16 日付	22 福保医政第 95 号
改正	平成 22 年 12 月 28 日付	22 福保医政第 1735 号
改正	平成 27 年 3 月 16 日付	26 福保医政第 1863 号

第 1 目的

この細目は、東京都在宅療養普及事業実施要綱（平成 22 年 6 月 16 日付 22 福保医政第 95 号。以下「要綱」という。）に基づき設置する東京都在宅療養推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 委員の任期

委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 会長

1 推進会議には会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

なお、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が委員のうちから指名する者が代理する。

第 4 部会

1 推進会議には、専門的な事項を検討するための部会を設置することができる。

2 部会は、推進会議の委員のうちから会長が指名する者又は会長が指名する者のうちから福祉保健局長が別に委嘱又は任命する委員をもって構成する。

3 前項の部会のみ属する委員の任期は、第 2 に準ずるものとする。

第 5 部会長

1 部会には部会長を置く。

2 部会長は、会長の指名により選任する。

3 部会長は、部会を統括する。

第 6 招集等

1 推進会議及び部会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて推進会議及び部会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第 7 会議の公開等

1 会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、委員の発議により出席委員の過半数で議決した場合に限り、必要な条件を付すことができる。

第8 庶務

推進会議の庶務は、福祉保健局医療政策部医療政策課及び高齢社会対策部計画課において処理する。

第9 委員への謝礼の支払

推進会議及び部会に出席した委員及び第6の(2)に掲げる者の推進会議及び部会への出席に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した推進会議及び部会への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

附 則

この細目は、平成22年6月16日から施行する。

附 則

この細目は、平成22年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

令和4年度 東京都在宅介護・医療協働推進部会の設置について

■ 設置目的

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要である。
- そこで在宅療養推進会議の下に本部会を設置し、これまで実施してきた訪問看護の推進策に加え、多角的・総合的な取組について検討・評価を行う。

■ 経緯

- 平成24年度 東京都訪問看護支援検討委員会での検討
- 平成25年度 訪問看護推進部会の開始
訪問看護推進総合事業の開始
- 平成30年度 看多機推進の取組を開始
- 令和3年度 部会の名称を在宅介護・医療協働推進部会に変更
介護医療連携推進の取組を開始



今後は訪問看護の推進に加え、看多機の推進や介護医療連携の推進を含めた、在宅介護・医療を一体的に提供する体制づくりについて検討していく。

■ 令和4年度 スケジュール(案)

時期	回数	主な検討事項等
7月	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度実施事業について ・ 今後の事業の検討について(案)
2月頃	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度のまとめ(各事業の評価等) ・ 令和5年度実施事業について

■ 令和4年度 委員等名簿

氏名	所属
秋山 正子	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 統括所長
河原 加代子	東京都立大学健康福祉学部看護学科 教授
葛原 千恵子	国立市地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
小島 操	特定非営利活動法人東京都介護支援専門員研究協議会 理事長
佐川 きよみ	公益社団法人東京都看護協会 常務理事
椎名 美恵子	一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会 会長
白井 淳子	新宿区健康部参事 新宿区健康部副参事(地域医療・歯科保健担当) 事務取扱
鈴木 央	鈴木内科医院 院長
田尻 久美子	株式会社カローズ代表取締役 介護福祉士・介護支援専門員・保育士
羽石 芳恵	株式会社モート ケアプランみちしるべ 主任介護支援専門員・看護師
平原 優美	公益財団法人日本訪問看護財団立 あすか山訪問看護ステーション 統括所長
山田 雅子	聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授

※敬称略、五十音順

【幹事】

島倉 晋弥	東京都福祉保健局医療政策部地域医療担当課長
岡本 香織	東京都福祉保健局医療政策部医療人材課長
大竹 智洋	東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長
阿部 貞弘	東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課長

【オブザーバー(東京都在宅療養推進会議 会長)】

新田 國夫	医療法人社団つくし会 理事長
-------	----------------

訪問看護人材確保育成事業

1 地域における教育ステーション事業

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、地域の訪問看護人材の育成支援や地域連携強化の取組を実施

令和3年度実施状況 指定教育ステーション数 13か所

■ステーション体験・研修の受入

	人数	日数
他ST勤務者	36人	114.5日
医療機関等	44人	69日
離職者	27人	64日
その他	7人	17日
合計	114人	264.5日

- 勉強会 99回/3,155人
- 医療機関での訪問看護師研修 3医療機関/18人
- 介護医療連携研修 36人参加
- その他の取組
 - ・地域のステーションからの相談対応

2 訪問看護人材確保事業

看護職等に訪問看護の実際や重要性、魅力をPRし人材の供給を促すための講演会やシンポジウム等を開催

令和3年度実施状況

■講演会「はじめてみよう！訪問看護」

日時：11月13日（土）※オンライン開催
参加人数：194人（参加申込者271人）
（看護職、医療職、介護福祉職、学生等）

＜開催内容＞

- ・基調講演『深化・進化する「訪問看護」』株式会社ケアーズ白十字訪問看護ステーション 秋山 正子 氏
- ・シンポジウム
「訪問看護の職場はどんなところ？」丹内 まゆみ 氏
「訪問看護師になるためには？」竹森 志穂 氏
「訪問看護の世界に触れてみて！」岡田 千津 氏

3 管理者・指導者育成事業

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入希望者向け研修を実施し管理者育成と管理者同士のネットワークの構築を支援

令和3年度実施状況

※全てオンラインで実施

■管理者指導者育成研修

- ・育成定着推進コース（各1日）
5月、6月、11月 実施 修了者合計57人/予算規模75人
- ・基礎実務コース、経営安定コース（各1日）
11月、12月 実施 修了者合計156人/予算規模150人

■看多機実務研修

- 令和3年12月実施（1日）
修了者33人（訪問看護、看多機等管理者、関係者）

4 認定訪問看護師資格取得支援事業

訪問看護ステーション看護師の認定看護師資格取得に係る経費を補助

令和3年度実施状況

7事業所/予算規模25事業所

＜実績内訳＞

- ・令和3年資格取得者 1事業所（1名）
- ・令和4年資格取得予定者 4事業所（4名）
- ・令和5年資格取得予定者 2事業所（2名）

（対象分野：
訪問看護、皮膚・排泄ケア、
認知症看護、緩和ケア）

5 在宅介護・医療協働推進部会

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的に在宅療養の推進を検討

令和3年度実施状況 開催：6月、2月 ※全てオンライン

6 訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保支援事業

看護職の外部研修参加や産休・育休・介休取得時の代替職員雇用経費を補助

令和3年度実施状況

- ・研修代替 0事業所/予算規模3事業所
- ・産休等代替 4人/予算規模13人

7 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の経費を補助

令和3年度実施状況

34事業所/予算規模34事業所

8 新任訪問看護師育成支援事業

管理者等が都の定める研修（※）を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助
（※）管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

令和3年度実施状況

12人（うち、新卒4人）/予算規模60人

9 訪問看護師オンデマンド研修事業

訪問看護師の復職等を支援するため、eラーニング等により、育児や家族の介護等をしながらでもスキルアップできる環境を整備

令和3年度実施状況

- eラーニング：22項目（昨年度配信17項目+新規追加5項目）
登録人数 188名（102事業所）
- 勉強会 ※オンライン開催 ①R3.10月実施 46人参加 ②R3.3月実施 55人参加

10 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会

区市町村の看護小規模多機能型居宅介護への理解を促進するとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し情報共有の機会を提供し安定的な運営を図るため、連絡会を実施

令和3年度実施状況

■区市町村担当者向け連絡会

日時：令和4年3月11日（金）
場所：Microsoft Teamsによる
オンライン開催
参加人数：56人（31区市町村）

＜開催内容＞

- ・講義「看多機の経営・マネジメント」
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 副会長 高砂 裕子 氏
- ・看多機運営の実際①株式会社リープ わいは
株式会社リープ 代表取締役 わいは 管理者 細谷 恵子 氏
- ・看多機運営の実際②看多機かえりえ平尾
株式会社やさしい手 多摩支社 支社長 吉田慎一郎 氏
- 看多機かえりえ平尾 管理者 山本 和美 氏

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるためには、地域における介護・医療の関係機関が協働して在宅介護・医療を一体的に提供することが必要
- H25年度から実施してきた訪問看護の推進に加え、R3年度から介護医療連携の推進や看多機の推進を含め、多角的・総合的な取組を実施

施策の方向性

【訪問看護の推進】◇

訪問看護ステーションの安定的な運営のため
看護職の確保・育成・定着の支援策を実施

【介護医療連携の推進】◇

在宅における介護職と医療職の円滑な連携・
協働を推進するための研修等を実施

【看多機の推進】◆

看多機への参入と安定的な運営を促進するため、
研修等を実施

令和4年度の取組

(◇)訪問看護の推進 (◇)介護医療連携の推進 (◆)看多機の推進 【 】当初予算/規模

1 訪問看護人材確保育成事業

(1) 地域における教育ステーション事業(◇◇)【47,039千円/13箇所】

育成支援できる訪問看護ステーションを「教育ステーション」として指定し、
地域の訪問看護人材の育成支援や介護医療連携の取組を実施

主な取組内容

- 訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等)
- 地域の医療機関等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修
- 訪問看護師確保のための取組(就業相談や人材育成の相談等)
- 訪問看護師の育成・定着や地域連携の強化に関する取組(勉強会等)
- 地域の訪問介護事業所との間での同行訪問等による研修(介護医療連携研修)※
(※)都内3か所で実施予定

(2) 管理者・指導者育成事業(◇◆)【9,954千円/345人】

訪問看護ステーションの管理者・指導者向け研修及び看多機管理者・参入
希望者向け研修を実施し、管理者育成と管理者同士のネットワークの構
築を支援

○ 訪問看護ステーション管理者・指導者育成研修

コース	対象	定員
基礎実務コース	新たに管理者・指導者となった方等	83人
経営安定コース	管理者の経験が浅い方等	83人
育成定着推進コース	人材育成等について学びたい管理者・指導者	144人

○ 看護小規模多機能型居宅介護実務研修 定員:35人

[対象]看多機の開設を検討している訪問看護ステーション管理者、看多機管理者等

(3) 訪問看護人材確保事業(◇)【4,138千円/1回】

看護職等に訪問看護の重要性や魅力をPRするための講演会等の実施

(4) 認定訪問看護師資格取得支援事業(◇)【7,988千円】

訪問看護ステーション看護師の認定看護師(訪問看護、皮膚・排泄ケア、認
知症看護、緩和ケア)資格取得に係る経費を補助

(5) 在宅介護・医療 協働推進部会(◇ ◆)【707千円】

東京都在宅療養推進会議の部会として、一体的な在宅療養の推進を検討

2 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業(◇)【19,304千円】

常勤の看護職員が研修受講や産休・育休・介休等を取得する際の代替職員の確保に要
する経費を助成することで、訪問看護師の勤務環境の向上や定着推進を図る

3 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業(◇)【23,800千円/26事業所】

事務職員未配置の訪問看護ステーションが新たに事務職員を雇用する場合の 経費を助
成することで、看護職員が専門業務に注力できる環境の整備を図る

4 新任訪問看護師育成支援事業(◇)【22,345千円/43人】

管理者等が都の定める研修(※)を修了し、訪問看護未経験の看護職の雇用・
育成を行う訪問看護ステーションに対し、育成に要する経費を補助
(※)管理者・指導者育成事業における「育成定着推進コース」

5 看護小規模多機能型居宅介護に係る連絡会(◆)

区市町村への看多機への理解を促進するとともに、看多機管理者等に対し情報共有の機
会を提供し安定的な運営を図る。

介護医療連携研修について

【R3の実施をとおして】

- **本研修を実施する規模としては、同じ地域において実施することが効果的であった。**
※同じ地域…訪問看護事業所、訪問介護事業所が活動している地域。
基盤としている地域。
- 当初、想定していた研修の実施方法では、研修生(訪問介護員、訪問看護師等)は都内全体から広く募集をかける予定であった。
- しかしながら、コロナ禍ということもあり利用者の理解も得難いため、日頃から付き合いのある教育ステーションと訪問看護事業所から互いに研修生を出した事例が多く、結果として同じ地域で活動している訪問看護師と訪問介護員が互いに同行訪問をすることとなった。
- 実施後アンケートでは、「1人の利用者に対して、他職種がどのように関わっているかを同行訪問により知ることで、より連携力が高まる」などの効果が見受けられた。
- 令和3年度第2回 部会でのご意見
 - ▶ 教育ステーションで規模を増やすというよりも、地域で実施した方がよいかと思う。(新田委員)
 - ▶ 地域包括ケアを行っていたり、(中略)モデル事業の単位としては区市町村レベルがとても効果的。ただし、教育ステーションのようなノウハウを持っているステーションがすべてにあるわけではないため、押さえるべきところや、どこのステーションでもある程度はできるようなものがあると、行政も一緒にやろうと進められる。(葛原委員)

【今後の展開について】

R3年度	○モデル実施(受入先6事業所、36回) ○アンケート等実施結果を踏まえ、対象範囲の拡大や研修内容の充実、事業化等について検討
R4年度	○昨年度の検討結果を踏まえ、改善点を反映 ○モデル実施(受入先6事業所、36回程度)
R5年度	○R3、R4年度の実施状況を踏まえ、実施結果やノウハウ等とりまとめを行い、区市町村等に情報を展開

【検討事項】

- 都としてモデル実施は終了することから、今後の方向性についてご意見をいただきたい。
- モデル実施により、一定のノウハウや課題等を把握できたことを踏まえ、地域で取り組めるよう、区市町村等に働きかけを行ってはどうか。
- モデル実施の成果を展開・活用する際に工夫、留意すべきことなどあるか。

看多機管理者・区市町村担当者合同連絡会について

【R3実施内容】

区市町村の看護小規模多機能型居宅介護への理解を促進するとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業所に対し情報共有の機会を提供し安定的な運営を図るため、連絡会を実施した。

【実施後アンケートより】

- 全体的な満足度は、「大変良かった」「良かった」を合わせると90%以上。
- 特に、「看多機運営の実際」と題した事例紹介が管理者には好評であった。
- 区市町村担当者においても、看多機に関する課題の共有の場として活用していただいた。
- 今後の連絡会で取り上げてほしいテーマとしては、収支の改善方法、職員の採用・研修計画、所内での多職種の連携方法などの具体的な内容を求める声が多かった。

【検討事項】

- 経営が安定している看多機から、実際の運営方法を紹介してもらった講義を、今年度も設けてはどうか。
- 看多機同士のネットワークづくりを目的とするのであれば、集合形式としてはどうか。
- 引き続き、区市町村の課題共有の場として看多機の現状を説明する講義を設けてはどうか。